

1. 水質汚濁防止法による規制

1 - 1 全国一律規制

(1) 規制の適用を受ける施設

特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）

番号	特 定 施 設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘さく用の泥水分離施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>ヘ ろ過施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗淨施設</p>

7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>ヘ 蒸りゅう施設</p>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 真空濃縮施設</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設</p>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗淨施設</p> <p>ハ 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設</p> <p>ロ 洗淨施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 渋だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 精製施設</p>
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設

17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設

	<p>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</p> <p>ト 漂白施設</p> <p>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</p> <p>リ セロハン製膜施設</p> <p>ヌ 湿式繊維板成型施設</p> <p>ル 廃ガス洗浄施設</p>
23 の 2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</p> <p>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 水洗式破碎施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>
25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 塩水精製施設</p> <p>ロ 電解施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 遠心分離機</p> <p>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</p> <p>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</p> <p>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>チ 海水マグネシア製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>ヌ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ル 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式アセチレンガス発生施設</p> <p>ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設</p>

	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸りゅう施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>

42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 ホ 潤滑油洗淨施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設

53	<p>ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 研磨洗浄施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
54	<p>セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 抄造施設</p> <p>ロ 成型機</p> <p>ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</p>
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	<p>窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p> <p>ハ 酸処理施設</p> <p>ニ 脱水施設</p>
59	<p>碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗式破碎施設</p> <p>ロ 水洗式分別施設</p>
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	<p>鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設</p> <p>ハ 圧延施設</p> <p>ニ 焼入れ施設</p> <p>ホ 湿式集じん施設</p>
62	<p>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 還元そう</p> <p>ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）</p> <p>ハ 焼入れ施設</p> <p>ニ 水銀精製施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヘ 湿式集じん施設</p>
63	<p>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 焼入れ施設</p> <p>ロ 電解式洗浄施設</p> <p>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</p> <p>ニ 水銀精製施設</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p>
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 3	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	料亭、パー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）

	<p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>
69 の 3	<p>地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場</p> <p>ロ 仲卸売場</p>
70	<p>廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）</p>
70 の 2	<p>自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）</p>
71	<p>自動式車両洗淨施設</p>
71 の 2	<p>科学技術（人文科学のみの係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設</p> <p>ロ 焼入れ施設</p>
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設</p>
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設</p>
71 の 5	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
71 の 6	<p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸りゅう施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
72	<p>し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）</p>
73	<p>下水道終末処理施設</p>
74	<p>特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）</p>

（注） 印は水質汚濁防止法施行令をいう。

令別表第1の71の2の環境省令で定める事業場

- (1) 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く）
- (2) 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く）
- (3) 学術研究（人文科学のみに係るものを除く）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（1、2に該当するものを除く）
- (4) 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- (5) 保健所
- (6) 検疫所
- (7) 動物検疫所
- (8) 植物防疫所
- (9) 家畜保健衛生所
- (10) 検査業に属する事業場
- (11) 商品検査業に属する事業場
- (12) 臨床検査業に属する事業場
- (13) 犯罪鑑識施設

指定地域特定施設（水質汚濁防止法第2条第3項、平成2年9月14日政令第266号により追加）
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した
処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設について（昭和 47 年 5 月 8 日環水管第 22 号）

令別表第 1 の号番号	該 当 業 種 ま た は 施 設
1	<p>産業分類の 10(金属鉱業)、11(石炭、亜炭鉱業)、12(原油、天然ガス鉱業)および 13(非金属鉱業、ただし、1318 の砂、じゃり、玉石採取業を除く。)に分類される業種であって、同分類の説明および内容例示に掲げられているもの（以下、番号は産業分類の番号を示し、当該番号に係る説明及び内容例示を含む。）</p> <p>（注） 非鉄金属の精錬および精製に係る事業場は鉱業法および鉱山保安法の適用を受けるものであっても、本法による特定施設に関しては非鉄金属製造業として、令別表第 1 の第 62 号によるものとする。</p>
2	181（畜産食料品製造業）の業種
3	182（水産食料品製造業）の業種
4	183（野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業）の業種のうち、ジュース原液製造業（10号に該当する。）を除いたものおよびマッシュポテト製造業
5	184（調味料製造業）の業種のうち 1849（その他の調味料製造業）の業種を除いたもの
6	1853（小麦粉製造業）の業種
7	186（砂糖製造業）の業種
8	187（パン、菓子製造業）の業種のうち 1874（米菓製造業第 9 号に該当する。）を除いたものおよび 1929（他に分類されない食料品製造業）のうちの製あん業
9	1874（米菓製造業）の業種および 1927（こうじ、種こうじ、麦芽、もやし製造業）の業種のうちのこうじ製造業および種こうじ製造業
10	188（飲料製造業）の業種および 183（野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業）のうちジュース原液製造業
11	1891（配合飼料製造業）および 1892（単体飼料製造業）の業種のうち、動物性原料を使用する飼料の製造業および 1893（有機質肥製造業）の業種
12	191（動植物油脂製造業）の業種
13	1721（ふくらし粉、イースト、その他の酵母剤製造業）の業種のイースト製造業
14	1923（でん粉製造業）の業種および 2699（他に分類されない化学工業製造業）の業種のうちデキストリン製造業（化工でん粉製造業を含む。）
15	1924（ぶどう糖、水あめ製造業）の業種
16	1926（めん類製造業）の業種
17	1929（他に分類されない食料品製造業）の業種のうちの豆腐製造業（油あげ製造業を含む。）および煮豆製造業
18	1929（他に分類されない食料品製造業）の業種のうちインスタントコーヒー製造業
18 の 2	1932（冷凍調理食品製造業）に分類される業種であって、同分類の説明および内容例示に掲げられているもの
18 の 3	194（たばこ製造業）の業種
19	20（繊維工業）の業種および 21（衣服、その他の繊維製品製造業）の業種から 20 号の業種を除いたもの
20	2023（毛紡績業）の業種のうちの洗毛を行う製毛業

21	264 (化学繊維製造業)の業種
21 の 2	2211 (一般製材業)および 2218 (木材チップ製造業)の業種
21 の 3	2222 (合板製造業)の業種
21 の 4	2224 (パーティクルボード製造業)の業種
22	2291 (木材薬品処理業)の業種
23	24 (パルプ、紙、紙加工品製造業)の業種
23 の 2	251 (新聞業)、252 (出版業)、253 (印刷業)および 254 (製版業)の業種
24	261 (化学肥料製造業)の業種
25	2621 (ソーダ工業)の業種のうち水銀電解法によるカ性ソーダの製造業および 2629 (他に分類されない無機化学工業製品製造業)の業種のうち水銀電解法によるカ性カリの製造業
26	2623 (無機顔料製造業)の業種
27	262 (無機化学工業製品製造業)の業種 (25 号および 26 号を除き、無機農薬原体製造業 (原体と製剤が同一族である場合を含む。))を含む。)
28	2632 (脂肪族系中間物製造業)の業種のうちの塩化ビニルモノマーまたはアセチレン法によるプロロブレンモノマー製造業、2637 (プラスチック製造業)の業種のうちのポリビニルアルコール製造業 (エチレン酢酸ビニルモノマーを原料とするものに限る。))およびアセチレン製造業 (カーバイドを原料とするものに限る。)
29	2635 (コールドタール製品製造業)の業種
30	2634 (発酵工業)の業種 (ただし、第 5 号、第 10 号および第 13 号の業種を除く。)
31	2633 (メタン誘導品製造業)の業種
32	2636 (環式中間物、合成染料、有機顔料製造業)の業種のうちの有機顔料製造業および合成染料製造業 (原料として用いられる環式中間物の製造業を除く。)
33	2637 (プラスチック製造業)の業種
34	2638 (合成ゴム製造業)の業種
35	2639 (他に分類されない有機化学工業製品製造業)の業種のうち天然ゴムまたは各種合成ゴムの品質改良加工に使用する有機合成化合物の製造業
36	2652 (石けん、合成洗剤製造業)の業種のうちの家庭用または工業用合成洗剤
37	2631 (石油化学系基礎製品製造業)および 2632 (脂肪族系中間物製造業)の業種のうちの石油化学系製品製造業
38	2652 (石けん、合成洗剤製造業)の業種のうちの浴用石けん、洗たく石けんまたはその他の用途の製造業
39	2651 (脂肪酸、硬化油、グリセリン製造業)の業種のうちの工業用または食用の硬化製造業
40	2651 (脂肪酸、硬化油、グリセリン製造業)の業種のうちの脂肪酸製造業および精製脂肪酸製造業
41	2694 (香料製造業)の業種
42	2696 (ゼラチン、接着剤製造業)の業種のうちのゼラチンまたはにかわ製造業
43	2697 (写真感光材料製造業)の業種
44	2698 (天然樹脂製品、木材化学製品製造業)の業種のうちの天然樹脂製品製造業
45	2698 (天然樹脂製品、木材化学製品製造業)の業種のうちの木材化学製品製造業
46	28 号から 45 号までの種類以外の有機化学工業製品の製造業 (合成染料、有機顔料の原料と

	して用いられる環式中間物、フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、人工甘味剤等の製造業、アシリン、ベタノコトール、ドビアス酸、無水マレイン酸等の製造業および有機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を含む。）
47	266（医薬品製造業）の業種
48	2691（産業用火薬類製造業）および 2962（武器用火薬類製造業）の業種
49	2693（農薬製造業）の業種（無機または有機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を除く。）
50	2699（他に分類されない化学工業製品製造業）の業種のうちの試薬製造業
51	2711（石油精製業）および 2721（潤滑油製造業）の業種
51 の 2	2811（自動車タイヤ・チューブ製造業）、2832（ゴムホース製造業）、2833（工業用ゴム製品製造業）（防振ゴム製造業を除く。）および 2894（更生タイヤ製造業）の業種並びに 2899（他に分類されないゴム製品製造業）の業種のうちゴム板製造業
51 の 3	2892（医療・衛生用ゴム製品製造業）の業種並びに 2899（他に分類されないゴム製品製造業）の業種のうち、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業およびゴムバンド製造業
52	291（なめし皮製造業）および 298（毛皮製造業）の業種
53	301（ガラス・同製品製造業）、3754（光学用レンズ・プリズム製造業）および 3761（眼鏡製造業（わくを含む。））（わくのみを製造するものを除く。）の業種
54	3022（セメント製品製造業）の業種
55	15（総合工事業）、16（職別工事業（設備工事を除く。））及び 17（設備工事業）の業種で生コンクリートを製造するもの並びに 3022（セメント製品製造業）の業種のうちの生コンクリート製造業
56	合成樹脂エマルジョンに顔料、骨材等を加え、これを混合かく伴して有機質砂壁材を製造する業種
57	3061（炭素質電極製造業）の業種のうちの黒鉛電極製造業
58	132-133（窯業原料用鉱物鉱業）および 3048（陶磁器用はい土製造業）ならびに 3099（他に分類されない窯業、土石製品製造業）の業種のうち、うわ薬製造業
59	3081（碎石製造業）の業種および 3085（鉱物、土石の粉碎等処理業）の業種
60	1318（砂、じゃり、玉石採取業）の業種
61	31（鉄鋼業）の業種
62	32（非鉄金属製造業）の業種
63	33（金属製品製造業）、34（一般機械器具製造業）、35（電気機械器具製造業）、36（輸送用機械器具製造業）、37（精密機械器具製造業）および 38（武器製造業）の業種
63 の 2	4131（空きびん、空きかん等空容器卸売業）の業種のうち空きびん卸売業
64	7111（ガス・製造工業）または 273（コークス製造業）の業種
65	酸またはアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
67	771（洗たく業）の業種
68	781（写真業）の業種のうちの写真現像業
69	と畜場法第 2 条第 2 項でいうと畜場またはへい獣処理場等に関する法律第 1 条第 4 項でいうへい獣取扱場に該当する 952（と畜場）および 8993（へい獣取扱業）の業種

70	海洋汚染防止法第3条第9号でいう廃油処理施設
70の2	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定する自動車分解整備事業
71	自動式車両洗淨施設
71の4	国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の処分業の許可を受けた者(無許可で処分業を営んでいる者を含み、許可を受けることを要しない者を除く。))が設置する産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げるものに限る。)
72	し尿処理施設(処理対象人員501人以上のもの)
73	下水道法第2条第6号でいう終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設たとえば共同汚水処理施設

水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設について（昭和47年5月8日環水管第22号）

令別表第1 の号番号	該 当 施 設（主 要 例）
1のイ	採掘した鉱石（石炭、亜炭、石油および天然ガスを除く。）の選別、品位向上等のための処理を行う湿式の施設のうち、金属鉱物の処理における重液選鉱機、比重選鉱機および浮遊選鉱機ならびに非金属鉱物の処理における水を使用する節分施設 （注）粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は水洗式分別機を含む。
1のロ	採掘した石炭または亜炭（原炭）および水洗炭素におけるぼたの選別、品位向上等のための処理を行う施設のうち、石炭または亜炭（原炭）の処理における重液選炭機およびジグ、浮遊選炭機ならびにぼたの処理における水洗施設
1のハ	鉱物の採掘にともなって坑口より排出される坑水の処理を行う施設のうち、中和装置および沈でん処理施設（沈でんのみを行うものも含む。）
1のニ	石油（可燃性天然ガスを含む。）坑を掘さくする際使用する循環泥水から、捨石を分離除去する装置のうち、シェルシェーカー、デサnder、デシルターおよび泥だめ
2のイ	肉製品製造業における解凍そう、脱血施設および塩づけそうならびに食鳥処理加工業における放血施設および湯づけ施設
2のロ	食鳥処理加工業におけると体洗浄機ならびに乳製品製造業における洗びん機、洗缶機および自動洗浄機
2のハ	畜肉製品製造業における湯煮そう
3のイ	水産動物の頭、内臓、骨等を処理する解体処理機（マナイタ、包丁等の器具類を除く。）
3のロ	原料を水づけまたは水洗により洗浄する施設のうち、寒天製造業における水づけそうおよび注水により凍結寒天を解凍する解凍装置ならびに水産ねり製品製造業または冷凍および生すり身製造業における魚肉洗浄機および水晒タンク
3のハ	脱水または脱汁を行う施設のうち、寒天製造業、すり身製造業または水産ねり製品製造業における遠心分離機、スクリュープレスおよび圧搾施設
3のニ	寒天製造業における煮熟後の原料寒天を各種フィルターを用いてろ過する施設
3のホ	原料を湯煮により加熱処理する施設（蒸煮施設を除く。）
4のイ	果実の剥皮、身割、除核または野菜の剥皮を行う施設（剥皮機、身割機器等）、アスパラガス缶詰製造業におけるりん片除去機、みかん缶詰製造業における酸またはアルカリ処理施設、もも缶詰製造業におけるスチームブランチャーおよびマッシュポテト製造業におけるプレッシャーステイマー
4のロ	原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗除去（噴射によるものを含む。）する施設および塩蔵原料の脱塩または脱臭を行うための水洗施設
4のハ	野菜つけ物製造業における塩蔵原料の脱水を目的とする圧搾機
4のニ	果実缶詰製造業におけるブランチャーならびにマッシュポテト製造業におけるプレクッカーおよびクッカー
5のイ	トマトケチャップ製造業におけるパルパーおよびフィニッシャー
5のロ	しょう油、食酢またはソース製造業における洗びん機、マヨネーズ製造業における洗卵機、みそ製造業における米または大豆の洗浄機およびしょう油製造業におけるろ布の洗濯機
5のハ	みそ製造業における浸せき後の原料大豆を湯煮する施設

5のニ	加熱減圧等による濃縮施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業における母液の真空濃縮機ならびにトマトソース製造業における濃縮がまおよび真空濃縮機
5のホ	グルタミン酸ソーダ製造業における活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等を使用する精製分離施設
5のへ	グルタミン酸ソーダ製造業におけるフィルターにより固体と液体に分離する施設
6	調質工程前のウォッシャー
7のイ	てん菜糖製造業における糖液抽出施設（ディフュージョンタワー）
7のロ	てん菜糖製造業における原料てん菜貯りゅうそうからてん菜洗浄機までの流送施設およびてん菜洗浄施設
7のハ	各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設
7のニ	遠心分離機
7のホ	イオン交換樹脂、粒状炭吸着塔、活性炭混和そうおよび骨炭塔
8	あん汁をかく拌し、自然沈降によりあんとう上澄液を分離する施設（あん汁または上澄液の濃縮水洗分離を行うノズル型セパレーターを含む。）
9	原料米を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）
10のイ	蒸りゅう酒製造業における原料糖みつの清澄施設
10のロ	清涼飲料、ビールまたはジュース製造業における洗びん施設ならびに清酒製造業における洗米機および洗びん施設
10のハ	ジュース製造業におけるジュースエキストラクター
10のニ	清酒製造業におけるろ過施設（7のハと同じ。）
10のホ	3のホと同じ
10のへ	蒸りゅう酒または飲用アルコール製造業における蒸りゅう施設
11のイ	魚粉食料製造業における原料貯蔵施設および羽毛粉飼料製造業における羽毛を高圧加熱処理する圧力がま
11のロ	原料を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）
11のハ	魚粉飼料製造業における煮熟した魚体等を圧搾して魚汁または魚油とケーキに分離する施設
11のニ	フィッシュソリュブルの製造における真空濃縮施設
11のホ	魚かすまたはフィッシュミールの製造過程において発生する悪臭を水洗式により除去する施設
12のイ	動物油脂製造業における動物原料煮沸施設
12のロ	脱酸のためのアルカリ処理後の油脂を温湯で洗浄する施設
12のハ	原料を煮沸後圧搾して煮汁と煮かすに分離する施設
12のニ	動物油脂製造業における遠心分離機、抽出機および静置分離機
13のイ	原料糖みつの清澄機
13のロ	菌体分離後のクリーム洗浄施設
13のハ	菌体分離のための遠心分離機
14のイ	コーンスターチ製造業における亜硫酸浸せきそう
14のロ	原料いもの洗浄機および原料を貯蔵庫から洗浄機まで流送する施設
14のハ	脱汁機、デカンター、ふるい分機、ノズルセパレーター、すり込み沈でんそう、寄せ込み沈でんそう、テーブルならびにコーンスターチ製造業における洗浄濃縮機、遠心分離機およびオリバーフィルター

14のニ	濃厚汁液貯りゅう池および土肉だめ
15のイ	原料でん粉乳液そう、動力ふるい機、遠心分離機およびオリバーフィルター
15のロ	7のハと同じ
15のハ	イオン交換樹脂塔
16	生めんのゆでがま
17	原料豆（粉碎されたものを含む。）を煮沸する施設
18	コーヒーの成分を抽出する施設
18の2のイ	解凍施設、切割処理施設、剥皮機、身割機、プレッシャーステイマーおよびカッター
18の2のロ	原料を湯煮により加熱処理する施設
18の2のハ	原料を水づけ又は水洗により洗浄する施設および施設又は機器を洗浄する施設
18の3のイ	加香機・加熱機・乾燥機等からの排気を脱臭洗浄する施設
18の3のロ	巻上機・包装機に使用するのり容器等を洗浄する施設
19のイ	煮繭機
19のロ	生糸を練り終わった後のくずまゆまたは薄皮を熱湯に浸せきし、鉄櫛で削り、まゆ層部分と蛹を分離する施設
19のハ	原料を浸せき、煮沸または水洗する施設
19のニ	天然繊維中の不純物、製造工程中の糸または布に付着した油分等を除去するため力性ソーダ、ソーダ灰および助剤としてのアニオンまたは非イオン系界面活性剤を使用して煮沸蒸解する施設
19のホ	原皮に光沢と染着性を附与するため原皮をアルカリ液に浸せきし、脱液する施設
19のヘ	繊維中の色素を漂白剤を用いて脱色する施設
19のト	脱色そう、染色機、図柄、印捺施設、不要の染料、糊料等を洗い落す施設
19のチ	織物の樹脂加工施設および各種薬剤または糊剤を使用して仕上げを行う施設
20のイ	羊毛またはその他の獣毛を各種洗剤を用いて洗毛する施設（再洗機を含む。）
20のロ	羊毛またはその他の獣毛を洗毛、かつ、化炭（不純物を希硫酸に浸し、炭粉にして払い落とすこと。）する施設
21のイ	紡糸原液を凝固浴中に吐出して繊維を形成するための施設
21のロ	アルカリで蒸煮したリントーを薬液で処理し精製する施設および紡糸後の繊維を薬液で処理して精練する施設
21のハ	レーヨン製造業における力性ソーダおよび二硫化炭素の回収装置、ナイロンまたはアクリル繊維製造業における未反応モノマーの洗浄装置ならびにポリエステル繊維製造業におけるエステル交換時のメタノール、エチレン、グリコロールおよびテレフタル酸の回収装置
21の2	高圧水を使用する木材皮剥機
21の3	単板に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設
21の4のイ	21の2と同じ
21の4のロ	木片に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設
22のイ	高圧水を使用する木材皮剥機
22のロ	防腐剤、防虫剤等の薬液を木材に浸透させる施設
23のイ	冷ソーダ法C G P製造用チップ浸せき施設、故紙処理施設のうちの故紙解離施設（パルパー等）、セロファン製造施設のうちパルプの力性ソーダ浸せき施設、バルカナイズドファイバー製造施設

	のうちの塩化亜鉛溶液浸せき施設およびこうぞまたはみつまたの黒皮を剥離するための水づけ施設
23 の口	22 のイと同じ
23 のハ	木材を破碎する施設（ R G P 製造施設を含む。）
23 のニ	木材その他の原料に係るチップ等を蒸煮する施設
23 のホ	蒸解施設から排出される廃液を濃縮する施設
23 のヘ	チップに付着する泥等を洗浄するための水そうまたは加圧放水装置および蒸解後のパルプを洗浄する施設ならびに上記の洗浄施設に付属するスクリュウおよびディスクプレス
23 のト	漂白塔、漂白そうおよびそれらに附属する洗浄施設
23 のチ	パルプマシンおよびウェットマシン（乾燥工程以降の工程に係るものを除く。）
23 のリ	セロハン膜の製造に係る施設（乾燥工程以降の工程に係るものを除く。）
23 のヌ	水を使用して製造する繊維板の製造に係るホットプレス
23 のル	製造工程中に排出される不要ガス中の有害ガス、粉じん等を水等を利用して除去する施設
23 の 2 のイ	写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像及び洗浄の操作を全て自動式で行うもの
23 の 2 の口	感光膜付印刷版（ P S 版）の現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作を全て自動式で行うもの
24 のイ	薬品処理後の燐鉱石から燐酸を分離した後の粗石膏をフィルターを用いて水洗精製する施設
24 の口	アンモニア肥料製造業における原料ガス中の炭酸ガスをベトロコーク法により除去するために循環使用する脱炭酸ガス溶液から不純物を除去する施設
24 のハ	溶成燐肥製造業において溶融した鉱石に水を加え急速に冷却することにより砂状の製品とするための施設
24 のニ	23 のルと同じ
24 のホ	水を使用して粉じんを除去する施設
25 のイ	フィルター等を使用して原料塩水を精製する施設
25 の口	電解そうまたは電解そうの付帯設備であって水または原料液の循環または次工程への排水施設
26 のイ	顔料または中間原料の洗浄施設
26 の口	酸化チタン製造業におけるオリバーフィルターおよびリーフィルターならびに群青製造業におけるフィルタープレス
26 のハ	遠心力により物質を分解する施設
26 のニ	群青製造業における水ひそう
26 のホ	23 のルと同じ
27 のイ	7 のハと同じ
27 の口	26 のハと同じ
27 のハ	亜硫酸ガスを直接冷却洗浄水と接触させ冷却洗浄する施設
27 のニ	粗製活性炭を塩酸で洗浄するための洗浄そうまたは粗製二硫化炭素を水洗する洗浄そう
27 のホ	未反応の塩酸を回収する施設
27 のヘ	反応塔
27 のト	樹脂法よう素製造施設のうちの吸着塔およびよう素銅法よう素製造施設のうちのドルシクナー
27 のチ	水酸化マグネシウムを沈殿させるシクナー

27 のリ	水洗によりバリウム化合物を分別する施設
27 のヌ	23 のルと同じ
27 のル	24 のホと同じ
28 のイ	カーバイトに水を加えアセチレンガスを発生させる施設
28 のロ	水洗塔および精りゅう塔
28 のハ	メタノールまたはメタノール溶液を蒸りゅうする施設
28 のニ	精りゅう塔
28 のホ	E D C の洗浄塔
28 のヘ	クロロブレンモノマーを洗浄する水洗塔
29 のイ	ベンゼン等芳香族油を硫酸に直接接触させて洗浄する施設
29 のロ	コールタール製品製造工程中で油と水を分離する施設
29 のハ	タール酸ソーダ水溶液を硫酸に接触させてタール酸と硫酸ソーダ水溶液を分離する施設
30 のイ	原料の洗浄、蒸煮から発酵そうへ仕込み前までの工程における施設
30 のロ	アルコール発酵法によるアセトン等の蒸りゅう施設
30 のハ	発酵そうからとり出したものから水溶液を分離するための遠心分離機（26 のハと同じ）
30 のニ	7 のハと同じ
31 のイ	四塩化炭素の精りゅう塔およびメタノール溶液の蒸りゅう施設
31 のロ	ホルムアルデヒド溶液を精製する施設
31 のハ	脱酸後の洗浄塔およびろ過方式による脱水塔
32 のイ	7 のハと同じ
32 のロ	反応によって生成された物質から水その他の液体を用いて不要成分を洗い流す施設
32 のハ	26 のハと同じ
32 のニ	23 のルと同じ
33 のイ	フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂等を製造するため縮合反応工程において使用する反応釜およびコンデンサー
33 のロ	不純物、附着物等を取り除くため中間製品を水で洗浄する施設（直接水冷式の押出機を含む。）
33 のハ	26 のハと同じ
33 のニ	液液分離または固液分離に使用するデカンター
33 のホ	塩化水素ガスを除去するための洗浄塔および精製工程における蒸りゅう塔
33 のヘ	製造工程で使用する溶剤を蒸りゅうするための精製施設
33 のト	製造工程で使用する溶剤を蒸りゅう等により回収するための施設
33 のチ	重合反応工程後のポリブテン中間物を酸またはアルカリにより処理する施設
33 のリ	23 のルと同じ
33 のヌ	24 のホと同じ
34 のイ	7 のハと同じ（凝固工程または洗浄工程で用いる振動篩型の分離施設を含む。）
34 のロ	蒸りゅうまたはろ過以外の方法により脱水する施設
34 のハ	S B R 製造施設における水洗タンク等重合物を水洗する施設
34 のニ	ラテックスの濃縮に使用する施設（真空型濃縮にあっては、真空装置および凝縮器を含む。）
34 のホ	33 のニと同じ
35 のイ	精製工程において使用する蒸留する施設

35 の口	遠心分離機等の反応により精製された物質から汚水を分離する施設
35 のハ	23 のルと同じ
36 のイ	A B S の原料であるアルキルベンゼン、アルコールまたはアルコールの酸化エチレン縮合物をスルホン化または硫酸化する際における過剰の硫酸を水で洗浄分離する施設
36 の口	23 のルと同じ（硫酸ミスト、廃ガス等を捕集するミストセパレーター、アシドスクラバー、アルカリススクラバー、コットレル）
36 のハ	24 のホと同じ
37 のイ	33 の口と同じ
37 の口	気液分離、液液分離または固液分離に使用する蒸りゅう塔、抽出設備等の水分を分離する施設（ハの施設を除く。）
37 のハ	7 のハと同じ
37 のニ	急冷器および精製塔
37 のホ	アセトアルデヒド製造施設のうちの粗アルデヒド塔およびアルデヒド塔、アセトン製造施設のうちの粗アセトン塔およびアセトン塔ならびにテレフタル酸製造施設のうちの溶剤回収塔
37 のヘ	硫酸混合そう
37 のト	イソフロピルアルコール塔および硫酸濃縮塔
37 のチ	濃縮塔、脱水塔および精りゅう塔
37 のリ	ブチルアルデヒドの縮合反応施設およびこれに附属する設備ならびに縮合反応工程後の蒸りゅう施設
37 のヌ	酸またはアルカリにより処理する施設
37 のル	ガス洗浄塔
37 のヲ	精りゅう工程後の硫酸による処理およびその後の工程におけるアルカリ処理を行う施設ならびにメチルアルコールの蒸りゅうを行う施設
37 のワ	けん化器
37 のカ	水蒸気凝縮施設
37 のヨ	メチルアルコールによってエステル化するための反応器および未反応のメチルアルコールの回収施設
37 のタ	23 のルと同じ
38 のイ	原料油中の不純物の沈降、吸着施設
38 の口	アルカリ塩析、食塩塩析または仕上塩析を行う施設
39 のイ	遊離脂肪酸を除去するためアルカリで中和し、生じた石けん（フーツ）を除去する施設およびそれを温水で洗浄する施設
39 の口	白土処理後の硬化油の脱臭を行うための真空脱臭缶
40	脱色単蒸りゅう、高純度品を得るための分別蒸りゅう等のための蒸りゅう塔
41 のイ	不純物の除去のための工程中の香料を洗浄する施設
41 の口	動植物原料から香料の成分を溶媒により抽出する施設
42 のイ	写真用のゼラチンの製造に用いる塩酸そうならびに写真用以外の用途のゼラチンおよびにかわの製造に用いる酸づけそう
42 の口	石炭づけそう
42 のハ	水洗施設および水づけ施設

43	感光乳剤の感光度の向上のため可溶性の塩類を溶出する水洗施設
44 のイ	ステックラックを洗浄し、脱水する施設
44 のロ	白ラックの製造のための脱水施設
45	フルフラールを含む水蒸気を粗りゆうするストリッパー
46 のイ	副生不純物を水で洗い流す施設
46 のロ	7 のハと同じ
46 のハ	ヒドラジン溶液を蒸りゆうして濃縮する施設
46 のニ	23 のルと同じ
47 のイ	動物原料を磨砕、破砕浸せき、湯煮または蒸煮する施設
47 のロ	7 のハと同じ
47 のハ	35 のロと同じ
47 のニ	令第2条の各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）を含有する医薬品原料を混合する施設（稼動中に水が排出されないのものであっても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）
47 のホ	23 のルと同じ
48	ニトログリセリンの製造に用いる洗浄そうならびにニトロセルローズの製造に用いる洗煮そうならびにニトロセルローズの製造に用いる煮洗そうおよび精洗そう
49	有害物質を含有する農薬原体を混合する施設（稼動中に水が排出されない場合であっても洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）
50	有害物質を含有する試薬の製造施設の総体
51 のイ	原油中に含まれる塩類を原油の蒸留前に化学的または電気的に除去する施設
51 のロ	原油常圧蒸留塔
51 のハ	揮発油、灯油、軽油または重油留分中に含まれるいおう分を除去する施設
51 のニ	揮発油、灯油または軽油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備
51 のホ	潤滑油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備
51 の 2	成形されたゴムを直接蒸気又は温水により加熱し、加硫を行う施設
51 の 3	ラテックス成型型を洗浄する施設
52 のイ	革または毛皮の製造に用いる原皮の水洗施設および革の製造に用いる脱灰施設
52 のロ	石灰づけドラム（パドルを含む。）
52 のハ	タンニンづけそう（ロッカー、レヤーそう、リタンネーデ再鞣そうおよびドラムを含む。）および渋はきそう
52 のニ	クロムなめし用ドラム（パドルを含む。）
52 のホ	革の製造に用いる中和・染色（漂白を含む）・加脂ドラムおよび毛皮の製造に用いる染色ドラム
53 のイ	珪石、金剛砂、べんがら等を水とともにグラインダーにかけて磨加工を行い、合わせて洗浄する施設およびワイヤーブラシ等で水洗する施設（フロスト加工設備は 65 号の施設に該当する。）
53 のロ	23 のルと同じ
54 のイ	丸鋼式シリンダーで石綿とセメントをろ過し、フィルムにしてフェルトにのせ、ノーキングロールに巻きつける装置
54 のロ	加圧または遠心力によりセメント製品を成型する施設

54 のハ	適当な温度と湿度を与えてセメントおよび同製品を硬化熟成させる施設
55	生コンクリートを製造するプラントの総体（コンクリートミキサー車を除く。）
56	顔料、有機溶剤等の原料を混合するバッチ式ミキサー
57	冷却そうを附带している成型機
58 のイ	湿式クラッシャー（破碎機）、湿式ミル等水を使用しつつ原料を破碎する施設
58 のロ	湿式トロンメル、湿式振動ふるい、クラッシュファイアー、サイクロン、水簾等水を利用して原料を分別、分級する施設
58 のハ	窯業原料用の原石中に含まれる鉄分等を酸液により溶解除去する施設
58 のニ	フィルターおよびフィルタープレス
59 のイ	散水しながらクラッシャーにより原石の破碎を行う施設
59 のロ	原石を循環水または新水により洗浄しつつ分別、分級する施設
60	59 のロと同じ
61 のイ	三連そう、加圧分離そう、デカンタ、デターラ、セペレーター等コークス炉ガス中のタール分およびガス液を分離する施設
61 のロ	コークス炉ガスからベンゾール類を捕集する工程において水とコークス直接接触させ冷却洗浄する施設、高炉から発生する高炉ガス中のダストを分離除去するための施設および非燃焼式転炉から発生する転炉ガス中のダストを分離除去するための施設
61 のハ	分塊、厚板、薄板、条鋼、練材、鋼管等の製造における熱間圧延施設、冷間圧延施設および引抜機
61 のニ	金属熱処理のために使用する焼入そうおよび焼入装置（浸炭焼入に使用する焼入そうを含む。）
61 のホ	24 のホと同じ
62 のイ	セレン等の精製工程において金属酸化物を還元する施設
62 のロ	電解そうおよびこれに附属する施設（溶融状態における非鉄金属塩類の電解に係る施設を除く。）
62 のハ	金属熱処理のために使用する焼入そうおよび焼入装置
62 のニ	空気の吹込みによる不純物の酸化、化学薬品による不純物の溶出等により低純度の水銀中の不純物を除去する施設
62 のホ	23 のルと同じ
62 のヘ	24 のホと同じ
63 のイ	61 のニと同じ
63 のロ	航空機部品、自動車部品等のメッキの前処理のための電解式による脱脂施設、電解式によるこれらの部品の酸洗施設、電解式による鋼材、鋼板等のさび取り施設（電気メッキ施設に接続しているものは、66 号の施設に該当する。）
63 のハ	カドミウムまたは鉛を含む電極材料に電気的化學特性を付加するための化成そうおよびこれに附带する水洗施設（乾燥施設を除く。）
63 のニ	62 のニと同じ
63 のホ	23 のルと同じ（塗装ブースから吸引した大気の洗浄そうを含む。）
63 のニ	集荷された空きびんを自動的に洗浄する施設
64 のイ	61 のイと同じ
64 のロ	水封器、スクラパー、湿式脱硫化水素施設および湿式脱シアン塔

65	金属製品およびプラスチック製品の酸またはアルカリによる洗浄施設（陽極酸化処理施設、酸またはアルカリを使用する化成被膜施設、エッチング施設、ガラス製品の弗酸による洗浄施設、フェノール類による塗料はく離施設およびドラム缶のアルカリ洗浄施設）
66	電気化学的に金属めっきを行う施設の総体（前処理または後処理工程における洗浄、脱脂、酸洗、中和または水洗のための施設ならびにめっき工程中のめっき浴回収、濃縮、ろ過、酸洗または水洗（フォッグスプレーを含む。）のための施設を含む。）
67	洗たく機（ドライクリーニング用のものを含む。）
68	写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作をすべて自動式で行うもの
69	獣畜またはへい獣を解体するための施設の総体
70	海洋汚染防止法第3条第9号に規定する廃油処理施設
70の2	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1号の屋内作業場の総面積が800m ² 以上の事業場に設置される同規則別表第5に掲げる洗車設備（新令別表第1の71号に掲げる自動式車両洗浄施設を除く。）
71	ブラシ、ホース等の洗浄部分が自動式である車両洗浄施設
71の4	国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の処分業の許可を受けた者（無許可で処分業を営んでいる者を含み、許可を受けることを要しない者を除く。））が設置する廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号または第11号に掲げる産業廃棄物処理施設（第3号、第5号または第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）
72	し尿浄化そう以外のし尿処理施設および建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員501人以上のし尿浄化そう（し尿処理を専門に行うものばかりでなく、事業場団地等に併設されるものを含む。）
73	下水道法第2条第6項に規定する施設
74	複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設および特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設

参 考

追 加 政 令	水濁法施行令 別表第1番号	業 種 ま た は 施 設
昭和 56 年政令 327 号	18 の 2	冷凍調理食品製造業
	18 の 3	たばこ製造業
	21 の 2	一般製材業、木材チップ製造業
	21 の 3	合板製造業
	21 の 4	パーティクルボード製造業
	23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業
	51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ製造業 ゴムホース製造業
		工業用ゴム製品製造業（除：防振ゴム製造業）、更生タイヤ製造業 ゴム板製造業
	51 の 3	医療・衛生用ゴム製品製造業 ゴム手袋製造業 糸ゴム製造業 ゴムバンド製造業
	63 の 2	空きピン卸売業
70 の 2	自動車分解整備事業（屋内作業場総面積 800m ² 以上）	
71 の 4	産業廃棄物処理施設	
昭和 57 年政令 157 号	69 の 3	地方卸売市場（水産物に係るものに限る総面積 1,000m ² 以上）
昭和 63 年政令 252 号	66 の 3	共同調理場（総床面積 500m ² 以上）
	66 の 4	弁当製造業（総床面積 360m ² 以上） 弁当仕出屋（総床面積 360m ² 以上）
	66 の 5	飲食店（66 の 6 及び 66 の 7 に掲げるものを除く。ㄥ 総床面積 420m ² 以上）
	66 の 6	そば・うどん店、すし店、喫茶店等（総床面積 630m ² 以上）
	66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等（総床面積 1,500m ² 以上）
平成 2 年政令第 266 号	-	指定地域特定施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）
平成 3 年政令第 240 号	71 の 5	業種は特定せず
	71 の 6	
平成 11 年政令第 412 号	71 の 5	ジクロロメタンによる洗浄施設を追加
	71 の 6	ジクロロメタンによる蒸留施設を追加
平成 13 年政令第 201 号	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

(2) 排水基準

人に健康の保護に係る項目

	有害物質の種類	許容限度	
健康項目	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1mg/l	
	シアン化合物	シアンとして 1mg/l	
	有機燐化合物(ハ ^o ラチオ、メ ^o ラチオ、メ ^o ルジ ^o メ ^o ン及び EPN に限る。)	1mg/l	
	鉛及びその化合物	鉛として 0.1mg/l	
	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5mg/l	
	砒素及びその化合物	砒素として 0.1mg/l	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005mg/l	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l	
	トリクロロエチレン	0.3mg/l	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/l	
	ジクロロメタン	0.2mg/l	
	四塩化炭素	0.02mg/l	
	1, 2 - ジクロロエタン	0.04mg/l	
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.2mg/l	
	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4mg/l	
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	3mg/l	
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06mg/l	
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.02mg/l	
	チウラム	0.06mg/l	
	シマジン	0.03mg/l	
	チオベンカルブ	0.2mg/l	
	ベンゼン	0.1mg/l	
	セレン及びその化合物	セレンとして 0.1mg/l	
	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 海域に排出されるもの	10mg/l 230mg/l
	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 海域に排出されるもの	8mg/l 15mg/l
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	() 100mg/l	

アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

暫定基準（平成 22 年 6 月 30 日まで）

附則別表（平成 12 年総理府令第 6 号・平成 13 年環境省令 21 号・平成 19 年環境省令第 14 号）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	50 mg/l
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。））を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を有するもので一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	ほう酸製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	80 mg/l
	金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	150 mg/l
	粘土かわら製造業（うわ薬かわらを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	うわ薬製造業（うわ薬かわらの製造に供するものを製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500 mg/l
ふっ素及びその化合物	化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	10 mg/l
	非鉄金属精錬・精製業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限り、貴金属製造・再生業を除く。）	11 mg/l

	<p>ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	15 mg/l
	<p>うわ薬製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>旅館業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）</p>	
	<p>ほうろう鉄器製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）</p>	25 mg/l
	<p>うわ薬製造業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するものに限る。）</p>	
	<p>電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）</p>	50 mg/l
	<p>旅館業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属するものに限る。）</p>	

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	イットリウム酸化物製造業	150mg/l
	下水道業（特定公共下水道事業に係る下水道終末処理施設（モリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業又は水酸化ニッケル化合物製造業からの汚水等を受け入れるものに限る。）を有するものに限る。）	250 mg/l
	酸化コバルト製造業	400 mg/l
	電気めっき業	500 mg/l
	炭酸バリウム製造業	800 mg/l
	畜産農業	900 mg/l
	黄鉛顔料製造業	900 mg/l
	すず化合物製造業	1,800 mg/l
	ジルコニウム化合物製造業	1,800 mg/l
	モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	2,000 mg/l
	硝酸銀製造業	2,000 mg/l
	貴金属製造・再生業	4,000 mg/l

生活環境の保全にかかわる項目

	項 目	許 容 限 度
生 活 環 境 項 目	pH (水素イオン濃度)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 ~ 8.6 海域に排出される物 5.0 ~ 9.0
	BOD (生物化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)
	COD (化学的酸素要求量)	160mg/l (日間平均 120mg/l)
	SS (浮遊物質)	200mg/l (日間平均 150mg/l)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/l
	(動植物油脂類含有量)	30mg/l
	フェノール類含有量	5mg/l
	銅 "	3mg/l
	亜鉛 "	2mg/l
	溶解性鉄 "	10mg/l
	溶解性マンガン "	10mg/l
	クロム "	2mg/l
	大腸菌群数 "	日間平均 3,000 個/cm ³
	窒素 "	120mg/l (日間平均 60mg/l)
燐 "	16mg/l (日間平均 8mg/l)	

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるプランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

暫定基準（平成 25 年 9 月 30 日まで）

附則別表（平成 18 年環境省令第 33 号）

項 目	業 種	許容限度
亜鉛含有量	金属鋳業	5 mg/l
	無機顔料製造業	
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。）	
	表面処理鋼材製造業	
	非鉄金属第一次製錬・精製業	
	非鉄金属第二次製錬・精製業	
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）	
	溶融めっき業	
	電気めっき業	
	下水道業（一定の条件に該当するものに限る。）	

附則別表第 2（平成 20 年環境省令第 11 号）

項 目	業 種	許容限度（日間平均）
窒素含有量	天然ガス鋳業	160 mg/l（150 mg/l）
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 第 1 号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	190 mg/l（150 mg/l）
	酸化コバルト製造業	550 mg/l（300 mg/l）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	5,000 mg/l（3,850 mg/l）
燐含有量	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 第 1 号の二に掲げる施設を有するものに限る。）	30 mg/l（24 mg/l）
	燐化合物製造業（縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。）	40 mg/l（10 mg/l）